

不利益処分に関する処分基準 個票

産業振興部 商工振興課

不利益処分の内容		商工会議所に対する警告及び処分
根拠法令等及び条項		商工会議所法第59条第1項
処分基準	根拠条項	商工会議所法第59条第1項
	参考事項	商工会議所法施行令第7条第1項 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条
	設定等年月日	平成 年 月 日設定
		平成 年 月 日最終変更
		<p>【 基 準 】</p> <p>商工会議所法抜粋 (警告等)</p> <p>第59条 経済産業大臣は、商工会議所の運営がこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは定款に違反し、又は著しく不当であると認めるときは、その商工会議所に対して警告を発し、それによつてもなお改善されないときには、次の各号のいずれかに掲げる処分をすることができる。</p> <p>(1) 業務の一部の停止 (2) 設立認可の取消し</p> <p>2～4 略</p>